

沿道サービス施設の取扱基準

令和 7 年 4 月 1 日適用

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 9 号の規定により都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 29 条の 8 第 1 号に規定する「道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所又は給油所に関し、下記のとおり取扱基準」を定める。

記

1 「道路」について

「道路」は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 1 号に規定する高速自動車国道
- (2) 道路法第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路
- (3) 道路法第 3 条第 2 号に規定する一般国道
- (4) 道路法第 56 条の規定に基づく主要な都道府県道及び市道（平成 5 年建設省告示第 1270 号）により指定された主要な都道府県道（京都府が管理する区間に限る。）
- (5) 交通量を勘案し知事が指定する道路

2 「適切な位置」について

「適切な位置」については 近隣の市街化区域との位置関係、当該道路の利用状況及び当該施設の必要性を勘案して、当該施設の立地の必然性を判断するものとする。

特に、次の区域については、上記の必然性を認めがたいので、関係市町村長の意見も踏まえて適切に判断するものとする。

- (1) 都市の環境を保持する観点から定められた市街化区域に囲まれた小規模な市街化調整区域
- (2) 道路を境界として市街化区域と市街化調整区域との区分が定められている地域における市街化調整区域

3 「休憩所」について

- (1) 休憩所」は、次のものをいう。

ア ドライブインレストラン

イ 喫茶店

ウ 休憩施設を備えたコンビニエンスストア

エ 道の駅

オ その他これらに類する飲食店

(2) 休憩所」は次の要件を満足するものとする。

ア ドライブインレストラン、喫茶店及びその他これらに類する飲食店に係る要件

(ア) 日本標準産業分類の中分類「飲食店」に該当する事業所であること。ただし、飲食店の管理、補助的経済活動を行う事業所又は主として酒類等の提供を行う事業所は除く。

(除外されるものの例)

- ・ 主として飲食店の経理、広報等の事務を行う事業所（本社事務所等）、セントラルキッチン、物流倉庫
- ・ 料亭
- ・ 酒場、ビアホール
- ・ バー、キャバレー、ナイトクラブ

(イ) おおむね客席数が 20 以上で、客席数 2 に対して普通乗用車の駐車台数が 1 以上の駐車施設が確保されるものであること。

なお、うち車いす使用者用駐車施設を 1 以上設けるものであること。

イ 休憩施設を備えたコンビニエンスストアに係る要件

(ア) 日本標準産業分類の中分類「各種商品小売業」のうち、細分類「コンビニエンスストア」に該当するものであること。

(イ) 店内に、5 平方メートル以上のテーブル及び座席が設置された休憩スペースを設置するとともに、営業時間中無料で自由に利用できるトイレを設置するものであること。

(ウ) 敷地面積を 500 平方メートル以上とするものであること。

(エ) 店舗（倉庫、事務スペース、休憩スペース及びトイレを含む。）の延べ面積を 200 平方メートル以下とするものであること。

(オ) 駐車施設が店舗等の規模に応じた適切なもので、普通乗用車の駐車台数が 10 以上確保されるものであること。

なお、うち車いす使用者用駐車施設を 1 以上設けるものであること。

ウ 道の駅に係る要件

「道の駅」登録・案内要綱（平成 5 年 2 月 23 日付け建設省道企発第 19 号建設省道路局長通知）に基づき、道の駅として登録されることが確実なもので、事前に本府道路管理課との協議が整っているものであること。